

会 議 録

会議の名称	令和2年第3回本庄市教育委員会定例会
開催日時	令和2年3月25日（水） 午後2時30分から 午後4時20分まで
開催場所	委員室
出席者	<p>○教育長・委員</p> <p>勝山勉 教育長 岡崎吉宏 教育長職務代理者 落合崇志 委員 今井邦枝 委員 高橋公男 委員</p> <p>○教育長・委員以外の出席者</p> <p>高橋利征 教育委員会事務局長 笠原栄作 教育総務課長 黒崎暢徳 学校教育課長 加藤久美子 生涯学習課長 佐々木智恵 文化財保護課長 橋本英樹 体育課長 落合吉昭 図書館長 西田真吾 学校教育課長補佐 野口祐史 教育総務課長補佐（事務局）</p>
次 第	<p style="text-align: center;">令和2年第3回本庄市教育委員会定例会 議事日程</p> <p style="text-align: right;">令和2年3月25日（水） 午後2時30分開議 委員室</p> <p>1. 開 会</p> <p>2. 前回会議録の承認</p> <p>3. 会議議事録署名人の指名</p> <p>4. 議 事</p> <p>（1）本庄市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則（議案第16号）</p> <p>（2）本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則（議案第17号）</p> <p>（3）本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則（議案第18号）</p> <p>（4）本庄市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則（議案第</p>

	<p>19号)</p> <p>(5) 本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（議案第20号）</p> <p>(6) 本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令（議案第21号）</p> <p>(7) 学校における働き方改革基本方針について（議案第22号）</p> <p>(8) 本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第23号）</p> <p>(9) 本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第24号）</p> <p>(10) 本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第25号）</p> <p>(11) 本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第26号）</p> <p>(12) 本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第27号）</p> <p>(13) 本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第28号）</p> <p>(14) 本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第29号）</p> <p>(15) 本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第30号）</p> <p>(16) 本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について（議案第31号）</p> <p>(17) 本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について（議案第32号）</p> <p>(18) 本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について（議案第33号）</p> <p>(19) 本庄市学校薬剤師の委嘱について（議案第34号）</p> <p>(20) 本庄市スポーツ推進委員の委嘱について（議案第35号）</p> <p>(21) 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について（議案第36号）</p> <p>5. 報 告</p> <p>(1) 令和元年度教職員人事評価結果について</p> <p>6. 教育長の報告</p> <p>7. その他</p> <p>8. 閉 会</p>
<p>配付資料</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年第3回本庄市教育委員会定例会議案」 ・「議案第22号別紙 学校における働き方改革基本方針」 ・「令和2年第3回本庄市教育委員会定例会議案 新旧対照表」 ・「令和2年第3回本庄市教育委員会定例会議案関係資料」 ・「平成31年度 本庄市人事評価報告書」 ・「教 育 長 の 報 告 行 動 記 録」
<p>主 管 課</p>	<p>教育総務課</p>

会 議 の 経 過

教 育 長	<p>ただいまから、令和2年第3回本庄市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして進めてまいります。</p> <p>まず、前回会議録の承認をお願いします。</p>
事 務 局	<p>前回開催されました臨時会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付させていただき、ご確認いただいております。特に異議等は、ございませんでしたので、承認されております。</p>
教 育 長	<p>続きまして、本日の会議録の署名人を指名させていただきます。</p> <p>本日は、今井委員をお願いいたします。</p> <p>次に、議事日程4の「議事」へ入ります。</p> <p>本日の付議事件は、お手元に配付しましたとおり、議案21件でございますが、議案第36号については、人事に関する事件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により非公開としたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、本日の議案36号の審議については、非公開といたします。</p> <p>なお、議案第36号の審議につきましては、議事の進行上、議事日程7の「その他」が終了した後に、非公開会議として、審議を進めたいと思います。</p> <p>それでは、議案第16号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第16号「本庄市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページと2ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料1ページの「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」をご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由について説明いたします。</p> <p>本議案は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、文部科学省が平成31年1月に策定した、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が法的根拠のある「指針」に格上げされたことに伴い、市立学校の教育職員の在校時間の上限等に関して、新たに規則を制定したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、本規則の主な内容についてご説明いたします。</p> <p>第1条では、本規則の趣旨について、第2条では、本規則における教育職員の定義について述べております。</p> <p>第3条では、業務量の適切な管理等ということで、勤務時間を除いた超過勤務の上限として、1か月について45時間以内、1年について360時間以内を記しております。同条第2項には、児童生徒等に係る突発的な事情に</p>

	<p>より、勤務せざるを得ない場合の特例的な扱いとして、1か月について100時間未満、1年について720時間、ある期間の直前の1か月から5か月の期間を加えた、1か月あたりの平均時間について80時間以内、1年のうち月45時間を超える超過勤務は年6か月以内ということを定めております。</p> <p>最後に、附則としまして、この規則は、令和2年4月1日から施行いたします。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p> <p>1年以内360時間という指針が示されました。実態を申しますと、50時間を超える教員が本市の場合小学校で65.4%、中学校で84.4%であり、現状では50時間を超える実態が本市の中から出てきておりますので、かなり難しいことがあるとは思いますが、この指針の数字に近づけるべく、教育の質を落とさない中で、どう働き方改革を進めていくべきなのか、これからの課題となると考えております。</p>
落 合 委 員	<p>実際50時間、50時間以上ということだけれども、それを45時間にするっていうところで、現場の先生達にどれだけの工夫できるのか、細かい指針をどう管理していくのか、抑えるということではなくて、どう循環させていくかということについては、指針でこうなさいというようになっているのですか。</p>
教 育 長	<p>45時間をクリアしなさいというように下ろしてしまうと、学校が回らなくなってしまうと思うのですが。また、国や県からの調査などに実際働いてはいるのだけれども、働いていないような調査を書いてしまうなど弊害出てくることも考えられるのでは。そういったことに関しては、この後出てくる議案22号とも関連しまして、基本方針で具体的にこういったことも取り組んでいきたいと思いますという方針も定めていくところです。</p>
落 合 委 員	<p>そうなると議案22号も併せて検討したほうがよろしいのではないのかと思いたしますが。</p>
教 育 長	<p>そうすれば、22号も続けて説明をしていただけますか。</p>
黒崎学校教育課長	<p>はい。それでは、議案第22号「学校における働き方改革基本方針について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料9ページから16ページにかけての令和元年9月、埼玉県教育委員会の「学校における働き方改革基本方針」をご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、埼玉県教育委員会が令和元年9月に策定しました、「学校における働き方改革基本方針」を踏まえて、本庄市の学校における働き方改革基本方針を策定したいので、この案を提出するものでございます。</p>

では、議案内容についてご説明いたします。

議案第22号別紙の令和2年3月、本庄市教育委員会「学校における働き方改革基本方針」をご覧ください。

最初に1ページをお開きください。ここには、これまでの経緯と趣旨を記載しております。前段では、文書作成や事務の効率化、会議・研修会の精選、定時退勤日や学校閉庁日の設定、本庄市立中学校部活動方針の策定、ICカードを導入しての出退勤の管理と把握など、本庄市教育委員会としての負担軽減の取組を紹介しております。次に、県教育委員会が平成28年度に実施した、教職員の勤務状況調査結果に基づく現状と課題、その後の学校における働き方改革の総合的な方策を受けまして、国がガイドラインに示した勤務時間の上限を述べております。そして、今後、本市としての働き方改革を進めていく上でのベースとなる、「本庄市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」の策定、本基本方針の策定について記載しております。

次に2ページをご覧ください。ここには、学校における働き方改革基本方針の基本的な考えを示しております。

最初に目的としまして、働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ること、2つ目に、調査から見えてきた教諭の働き方の現状としまして、県の調査結果と本市の平成30年5月調査の結果から、本市も勤務の長時間化の実態があり、県とほぼ同様の傾向が見られること、特に中学校の在校時間が長いことについて記しております。

次に、課題としまして、「授業やその準備に集中できる時間」や「子供と接する時間」、「自ら専門性を高めるための時間」の確保、教職員の健康維持増進を取り上げております。

次に、目標としまして、教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」で規定された、原則「月45時間以内」、「年360時間以内」とすることを掲げております。

右側の4ページには、先程の議案第16号、本庄市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則、第3条に示された内容を分かりやすく、図式化したものを示してございます。

次に5ページをご覧ください。ここには、目標達成に向けた4つの視点＋先行事例の紹介を示しております。

その下のフォローアップでは、ICカードを活用し、客観的に在校時間を把握することにより、各学校での教職員の健康管理に活用すること、「負担軽減検討委員会」の実施と意見聴取を行うことを取り上げております。

そして、最後に、6ページから9ページにかけては、目標達成に向けた4つの視点と主な取組の詳細を記載してございます。

1つ目の視点である「教職員の健康を意識した働き方の推進」では、令和2年度の新規事業にもなっております、「ストレスチェック」の実施と活用、

	<p>令和元年度より導入したＩＣカードの活用と勤務時間の客観的な把握を記しております。</p> <p>また、８ページの３つ目の視点である「教職員の負担軽減のための条件整備」では、令和２年度の大きな取組でもあります、ＩＣＴ環境の整備とＩＣＴ支援員の配置、令和２年度の新規事業となっております、部活動指導員の配置にも触れております。</p> <p>そして、９ページの４つ目の視点である「保護者や地域の理解と連携の促進」では、令和２年度が４年目の取組となります、コミュニティ・スクールの充実、定時退勤日としての「ふれあいデー」、「学校閉庁日」の設定の推進、「本庄市立中学校部活動方針」に則った部活動の推進を掲げまして、学校における働き方改革に取り組んでいくことを述べております。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ということを踏まえての、ご審議となります。では、議案第１６号についてご質疑ありますでしょうか。</p>
今 井 委 員	<p>これは３年計画の中で段々と減らしていくということですか。</p>
教 育 長	<p>これで一気にということではなく、様々な条件整備をしていかななくてはいけませんので、令和２年度については、学校のスタッフを増員していきますので、そういったことをさらに進めながら減らしていきたいと思っております。</p> <p>議案第２２号につきましても、何かご質疑ありますでしょうか。</p>
今 井 委 員	<p>４ページのところにある、臨時的な特例の定義というのは具体的に示さなくてもよろしいのでしょうか。例えば、行事に向けて先生たちが手伝わなければならないだとか、学期末には成績をつけなければならないだとかそういうのは、臨時的にはならないのでしょうか。</p>
黒崎学校教 育課長	<p>特別な事情というのは、主に生徒指導や緊急の事態で子供の命に係わるといったことが特別な事情に入ってくると思われれます。</p>
教 育 長	<p>通常の成績処理だとかは臨時的には入ってこないということです。</p>
高 橋 委 員	<p>専門員だとか補助教員の配置については予算的なバックグラウンドはございますでしょうか。</p>
黒崎学校教 育課長	<p>２番目の最後の所の②になりますが、会計年度任用職員ということでカッコ内に示させていただきました補助教員、支援員、スクールサポートスタッフ等の予算化をさせていただいているところでございます。</p>
教 育 長	<p>部活動指導員も入っています。</p>
高 橋 委 員	<p>確認ですが、②と③が次年度から予算的なバックグラウンドがあるということでしょうか。</p>
黒崎学校教 育課長	<p>はい。予算的なバックグラウンドがございます。</p>
教 育 長	<p>これまでのものに増員したものという説明になります。</p>

	他に何かございますでしょうか。
岡崎教育長 職務代理者	先生たちの有給休暇はどうなっていますか。
黒崎学校教育課長	有給休暇の活用については、年間最低でも5日以上消化できるよう取り組んでおりますけれども、なかなか全職員が取得できるという状況は難しくなっております。しかし、学校によっては全部の先生方が5日以上取得できているという状況もございます。
教育長	他に何かありますか。
落合委員	各学校にこのことは下りますよね。そうすると校長先生なり管理職の先生を中心にプログラミングしていくわけですよね。それに関するフィードバック、こういう風にやりますよという、例えば、アクションプランの中に入れ込むなど提示は無いわけですか。国から通知が来たから、市もその通りやりますっていうだけで、じゃどういうふうにするだとか推進の仕方、アクションプランといったものをこちらに上げてもらうといったことは無いわけですよね。
黒崎学校教育課長	各学校の取り組みをアクションプランとして示すといったことにつきましては、実際にそういった取り組みを出してはいないのですが、学校訪問をさせていただく時に、働き方改革をテーマとさせていただいて、実際にどういった取り組みをしているのか聞き取りをしたり、良い取り組みについては各学校にお知らせをしたりといった対応をしているところでございます。
落合委員	それは、各学校に課題は出しているわけですね。
黒崎学校教育課長	はい。課題というか働き方改革のプリント等に絞って話をさせていただく、聴取させていただくということにさせていただきます。
教育長	勤怠管理については、カードで管理をしており、出勤時や退勤時にカードをかざして、自動的に集計できるようになっております。
落合委員	滞在時間がわかるということですね。
教育長	併せて悩ましいのが、学校がどう取り組んでいるかといった詳細な計画なりなんなりを立てる必要があり、そのことによって働き方改革が進まないといったジレンマがあるのですが、実のあるものにしていけるようにやっております。 では、議案第16号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	併せて、議案第22号にもつきましても、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。

<p>教 育 長</p>	<p>それでは、議案第16号「本庄市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」については承認することで、決定いたしました。</p> <p>併せて、議案第22号「学校における働き方改革基本方針について」も承認することで決定いたします。</p> <p>それでは、次に、議案第17号について、事務局から説明を求めます。</p>
<p>佐々木文化財保護課長</p>	<p>議案第17号「本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則」についてご説明申し上げます。</p> <p>議案書の3ページ、併せて参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明申し上げます。議案書の14ページをお願いします。</p> <p>本議案は、本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例の施行にあたり必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容についてご説明いたします。議案書3ページにお戻りください。</p> <p>まず、第1条では、この規則は条例の施行について必要な事項を定めることを規定します。</p> <p>第2条では、ミュージアムに名誉館長を置くことができることを規定します。</p> <p>第3条では、職員の職務として、館長はミュージアムにかかる業務を統括し、所属職員を監督することを、その他の職員はミュージアムの管理運営その他にあたることを規定します。</p> <p>第4条では、入館者の遵守事項として、施設、設備及び資料等を汚損し、又は損傷しないこと。所定の場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。他人に迷惑を及ぼし、又はその恐れのある行為をしないことを規定し、第2項では、前項に定めるもののほか、職員の指示に従わなければならないことを規定します。</p> <p>第5条では、教育委員会は資料の寄贈及び寄託を受けることができることを規定し、第2項と第3項ではその様式を定めています。</p> <p>第4項では、寄贈資料には寄贈者氏名などを記入して永くその芳志を伝えることを規定します。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>第5項では 寄託資料は、ミュージアムに所蔵する資料と同様の取扱いをするものとし、ただし、特別利用及び資料の貸出しについては、寄託者の承認を得なければならないと規定します。</p> <p>第6項では、教育委員会は、不可抗力による寄託資料の損害に対して、その責めを負わないものと規定します</p> <p>第6条では、資料を特別利用しようとする際の申請書と、その許可書の様</p>

	<p>式を規定します。</p> <p>第7条では、資料を館外で特別利用する際の申請書と、その許可書の様式を規定します。</p> <p>第8条では会議の公開について規定し、第9条では会議開催7日前までにホームページで事前公表することを規定します。</p> <p>第10条では傍聴等について規定し、第11条では会議録をホームページにより公表することを規定します。</p> <p>第12条では、規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定します。</p> <p>附則第1項として、この規則は令和2年5月15日から施行する、といたします。</p> <p>また、第2項では経過措置、第3項では準備行為について規定します。</p> <p>以上で議案第17号についての説明を終わりにします。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
<p>落 合 委 員</p>	<p>ミュージアムはこれから展開するわけですね。展示するものとか、管理するものとか、あるいは管理しなくてもこういうものはここにありますがといった情報が全てここに入るわけですね。</p> <p>例えば、寺にある仏像を貸してくれとくるのか、こういった仏像はここにあるといった情報をミュージアムではネットやデータ上に集積いくものなのですか。</p> <p>ミュージアム自体を市民がどのように使うことができるのかということがこの資料ではわかりづらい。</p> <p>市民がどのように使えるのか、どのように使うことを目指しているのか説明をお願いします。</p>
<p>佐々木文化 財課長</p>	<p>本庄早稲田の杜ミュージアムは、早稲田大学の展示室と本庄市の展示室と二つのくくりで大きく分けて作られておまして、本庄市の展示室には本庄市内から出土された埴輪が多く並び、旧石器時代からの出土遺物等が並んで本庄市の歴史が体感できるような流れになっているのに加えまして、またそれ以降の近現代の時代については年表に沿って、辿っていただけるような展示をしていくということになっております。</p> <p>見に来ていただける方は、まずそこで実際に展示を見ていただきまして、それについて解説を加えさせていただくことを考えております。そこは、常設展示で、多少の展示会は行うことになっておりますが、基本的に、来ていただいた方がいつでもご覧いただけるようになっております。</p> <p>また、ミュージアムでは特別展覧会も想定しておまして、その際には、本庄市が所有している以外のものでもお借りできるものは、お借りしてきて展覧会を開くことも想定しておまして。</p>

	<p>ですので、まずは本庄市所蔵の展示物を見ていただくところからと考えております。</p>
教 育 長	<p>他に質疑ありませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第17号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第17号「本庄早稲田の杜ミュージアムの設置及び管理に関する条例施行規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第18号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第18号「本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。</p> <p>議案書の15ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料4ページの「本庄市学校運営協議会規則」と令和2年第3回本庄市教育委員会定例会議案、新旧対照表の1ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>次に、議案内容につきましてご説明いたします。</p> <p>本庄市学校運営協議会規則、平成29年本庄市教育委員会規則第1号の一部を次のように改正します。</p> <p>第1条中の「第47条の6」を「第47条の5」に改めます。</p> <p>附則としまして、この規則は、令和2年4月1日から施行します。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第18号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第18号「本庄市学校運営協議会規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第19号について、事務局から説明を求めます。</p>
橋本体育課長	<p>議案第19号「本庄市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いします。</p> <p>提案理由については、次のページになりますが、本庄市体育協会の名称変</p>

	<p>更に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。</p> <p>次に、議案内容についてですが、関連します5本の規則の一部を一括して改正するものです。</p> <p>第1条 本庄市教育委員会事務局組織規則の一部改正、</p> <p>第2条 本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、</p> <p>第3条 本庄市公園施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、</p> <p>第4条 本庄市立学校体育館、武道場及び校庭の利用に関する規則の一部改正、</p> <p>第5条 本庄市立学校校庭夜間照明施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正、</p> <p>いずれも、本庄市体育協会を本庄市スポーツ協会に名称を改めるものです。</p> <p>附則は、施行期日を規定するもので、令和2年4月1日から施行するものです。以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第19号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第19号「本庄市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第20号について、事務局から説明を求めます。</p>
橋本体育課長	<p>議案第20号「本庄市体育施設設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明いたします。</p> <p>議案書18ページをお願いします。</p> <p>提案理由については、次のページになりますが、本庄市民体育館の廃止に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものです。</p> <p>次に、議案内容についてですが、新旧対照表の8ページから10ページを併せてご覧下さい。</p> <p>様式第1号中「本庄市民体育館の項」を削ります。</p> <p>様式第8号及び様式9号中「本庄市民体育館の項」を削ります。</p> <p>附則は、施行期日を規定するもので、令和2年4月1日から施行するものです。以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第20号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第20号「本庄市体育施設設置及び管理に関

	<p>する条例施行規則の一部を改正する規則」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第21号について、事務局から説明を求めます。</p>
笠原教育総務課長	<p>議案第21号「本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令について」ご説明いたします。</p> <p>議案書20ページをお願いします。議案関係資料8ページ、新旧対照表11ページでございます。</p> <p>提案理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員の導入に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>一部改正の内容ですが、新旧対照表11ページをお願いします。別表第1のうち、事務局長専決事項の部(6)の項中、「臨時職員」を「会計年度任用職員」に改めるものです。</p> <p>附則として、この訓令は令和2年4月1日から施行するとするものです。説明は以上でございます。よろしくご説明いたします。</p>
教育長	<p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教育長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第21号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議がありませんので、議案第21号「本庄市教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令」については、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第23号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第23号「本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の22ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページの「本庄市学校運営協議会規則」をご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、竹並達也、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの2年任期のうちの残任期間となる1年間でございます。</p>

	説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第 2 3 号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 2 3 号「本庄市立本庄西小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第 2 4 号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第 2 4 号「本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の 2 3 ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料 1 8 ページをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第 8 条の規定に基づき、本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立藤田小学校 学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 敬称は略させていただきます。 まず、1 氏名等でございますが、石橋茂明、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。 次に、2 任期でございますが、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの 2 年任期のうちの残任期間となる 1 年間でございます。 説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第 2 4 号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第 2 4 号「本庄市立藤田小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第 2 5 号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第 2 5 号「本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の 2 4 ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料 1 8 ページをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。

	<p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、飯塚清徳、内島茂、金田尚樹、坂上実、志塚弘良、高柳仁、林富司、福島志乃、福島博子、福島里歌、矢木義一、岡芹純一、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	<p>これは新たに任命をするということですね。</p> <p>ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。</p>
教育委員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>それでは、特に質疑がありませんので、議案第25号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第25号「本庄市立仁手小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第26号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第26号「本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。議案書の25ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立旭小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立旭小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、飯塚満、稲垣香織、大江綾子、北村仁、境野暁彦、境野滋夫、立石文昭、辻村好一、福本アエ子、藤江辰男、間庭英雄、茂木延雄、山田勝治、久保田浩史、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
落 合 委 員	選出区分の中に、見慣れない表記がありまして、関係行政機関の職員というのは何のことでしょうか。3番目の方と下から4番目、5番目の方、行政機関の職員、市の職員ということでしょうか。
黒崎学校教育課長	公民館関係の職員の方になります。
落 合 委 員	そうすると、親御さんからの選出ではなく、公民館からの選出ということですか。
黒崎学校教育課長	直接は、校長先生から依頼となります。
落 合 委 員	大江さん、藤江さんと間庭さんの3人の方は、お子さんがいるのかいないのか、いないけれども公民館長からの推薦といたしますか、そんなことなのでしょうか。
黒崎学校教育課長	お子さんが実際にいるかどうかは確認していないのですが、いらっしやらない方もいると思います。
落 合 委 員	市の職員ということですね。
黒崎学校教育課長	はい。市の職員です。特別職の職員となります。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第26号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第26号「本庄市立旭小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第27号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第27号「本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の26ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 敬称は略させていただきます。 まず、1氏名等でございますが、芦澤吉一、井上健治、井上孝之、岡治道、斉藤一英、関口博美、武正進介、田邊晶子、富山茂、野口三恵子、松田修一、岡村和美、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。

	<p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第27号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第27号「本庄市立北泉小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第28号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第28号「本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の27ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、浅見謡子、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの2年任期のうちの残任期間となる1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第28号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第28号「本庄市立本庄南小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第29号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第29号「本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の28ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18</p>

	<p>ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、茂木智恵美、山本弘子、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの残任期間となる1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第29号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第29号「本庄市立児玉小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第30号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第30号「本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の29ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。</p> <p>敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、岩澤幸、清水満、高木靖尚、圓岡佐世子、富丘敦、萩原とも子、樋口芳江、日向野公久、森本道彦、山田直子、諏訪慎一、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>

教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第30号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第30号「本庄市立金屋小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第31号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第31号「本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の30ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立共和小学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市立共和小学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 敬称は略させていただきます。 まず、1氏名等でございますが、 新井幸男、井田春枝、岩上高男、大山美佐保、荻野きよ江、楠正憲、工藤友紀、小林崇、斉藤理恵、澤本いずみ、田島精一、和田高一、櫻井克彦、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。 次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第31号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	異議がありませんので、議案第31号「本庄市立共和小学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第32号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第32号「本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。 議案書の31ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。

	<p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、阿部正壽、荒井喜美江、大澤孝行、斉藤一英、田中幹雄、田邊晶子、日向理、村岡淳子、中田守、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第32号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第32号「本庄市立本庄南中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。</p> <p>次に、議案第33号について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教育課長	<p>議案第33号「本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の32ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料18ページをご覧ください。</p> <p>はじめに、提案理由についてご説明いたします。</p> <p>本議案は、本庄市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員を任命したいので、この案を提出するものでございます。</p> <p>では、議案内容についてご説明いたします。</p> <p>本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員を次のとおり任命する。 敬称は略させていただきます。</p> <p>まず、1氏名等でございますが、工藤友紀、倉林恭助、茂木智恵美、生年月日、住所、選出区分は、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、2任期でございますが、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの残任期間となる1年間でございます。</p> <p>説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。

教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第33号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議がありませんので、議案第33号「本庄市立児玉中学校学校運営協議会委員の任命について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第34号について、事務局から説明を求めます。
黒崎学校教育課長	議案第34号、「本庄市学校薬剤師の委嘱について」ご説明いたします。 議案書の33ページをお願いいたします。併せまして、議案関係資料19ページの「学校保健安全法」及び「本庄市立小・中学校管理規則」をご覧ください。 はじめに、提案理由についてご説明いたします。 本議案は、共和小学校学校薬剤師 山口峻氏が、令和2年3月31日付けをもって辞任するため、学校保健安全法第23条の規定により、新たに本庄市学校薬剤師を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 では、議案内容についてご説明いたします。 本庄市学校薬剤師を次のとおり委嘱する。 敬称は略させていただきます。 まず、1氏名等でございますが、新任の小関恭子、共和小学校、生年月日、住所につきましては、記載のとおりでございます。 次に、2委嘱日でございますが、令和2年4月1日でございます。 説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
教育長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教育委員	質疑なし。
教育長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第34号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教育委員	異議なし。
教育長	異議がありませんので、議案第34号「本庄市学校薬剤師の委嘱について」は、承認することに決定しました。 次に、議案第35号について、事務局から説明を求めます。
橋本体育課長	議案第35号、「本庄市スポーツ推進委員の委嘱」について、ご説明申し上げます。議案書34ページをお願いします。 先ず、提案理由についてご説明いたします。令和2年3月31日に任期が終了する本庄市スポーツ推進委員について、スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、新たに委員を委嘱したいので、この案を提出するものでございます。 次に、議案内容をご説明致します。 本庄市スポーツ推進委員を次のとおり、委嘱する。

	<p>まず、新任ですが、氏名を申し上げます。敬称は略させていただきます。</p> <p>篠塚洋子、木村直弘、児島綾子、清水貴行、筑井淳一、鈴木晴夫、吉満佐和子</p> <p>以上の7名でございます。生年月日、住所、選出区分については、記載のとおりでございます。</p> <p>次に、再任です。</p> <p>茂木希枝子、福島登喜江、萩原和美、古田土秀子、須永いみ子、岡知子、井出こずえ、小暮純一、町田喜久雄、今井光雄、荒井恵、新井光夫、金子みつ江、清水利晴、富田雅寿、堀越豊、尾山豪寿、綱尚美、福島庸男、井上孝之、杉山幸一</p> <p>以上の21名でございます。生年月日、住所、選出区分につきましては、記載のとおりでございます。</p> <p>2の「任期」でございますが、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間でございます。以上でございます。</p>
教 育 長	ただいまの説明につきまして、ご質疑はございませんか。
教 育 委 員	質疑なし。
教 育 長	それでは、特に質疑がありませんので、議案第35号については、原案のとおり承認することで、ご異議ございませんか。
教 育 委 員	異議なし。
教 育 長	<p>異議がありませんので、議案第35号「本庄市スポーツ推進委員の委嘱について」は、承認することに決定しました。</p> <p>これで、公開での議事審議を終了します。</p> <p>次に、議事日程5の「報告」へ移ります。</p> <p>令和元年度教職員人事評価結果について、事務局から説明を求めます。</p>
黒崎学校教 育課長	<p>では、学校教育課から「令和元年度教職員人事評価結果」について、ご報告をさせていただきます。</p> <p>お手元に配布させていただいております、両面刷りで右上に【報告】と記載のある方からご覧ください。</p> <p>それでは、本年度の教職員の人事評価結果についてです。</p> <p>まず、上段の最終評価の結果についてご説明いたします。校長から事務職員まで、全体でA評価が86名、B評価が218名、C評価・D評価は0名でした。</p> <p>埼玉県の教職員人事評価では、年度当初に各個人が、それぞれ目標を設定し、その目標達成のために方策を立て、1年間の取組を進めております。年度末には、各個人の目標の達成状況を評価し、それをもとに最終評価をつけ、B評価が標準的な評価となっております。</p> <p>次に、下段のチームワーク行動評価の結果ですが、こちらは、職員間のチームワーク行動についての評価となっております、A評価が標準的な評価として</p>

	<p>おります。</p> <p>本市の結果は、主幹教諭から事務職員まで、全体でA評価が272名、B評価・C評価は0名でした。</p> <p>続いて、裏面をご覧ください。</p> <p>今年度より、本採用の教職員だけでなく、フルタイムと短時間勤務を含めた、再任用教職員及び臨時的任用教職員等についても評価をすることに変更されました。それをまとめたものが、この表となっております。</p> <p>まず、上段の最終評価の結果ですが、教諭から事務職員まで、全体でA評価が10名、B評価が78名、C評価・D評価は0名でした。</p> <p>次に、下段のチームワーク行動評価の結果ですが、同じく教諭から事務職員まで、全体でA評価が88名、B評価・C評価は0名でした。以上で、学校教育課からの報告を終わります。</p>
教 育 長	<p>ただいま、令和元年度教職員人事評価結果について説明いたしました。皆様から、何かございませんか。</p>
教 育 委 員	<p>質疑なし。</p>
教 育 長	<p>これで、「報告」を終了します。</p> <p>次に、議事日程6の「教育長の報告」へ移ります。</p> <p>「行動記録」をご覧ください。</p> <p>今回3月5日の臨時会以降の行動記録について別紙のとおり報告をさせていただきます。</p> <p>主だったところを説明させていただきます。</p> <p>市議会令和2年第1回定例会では、新型コロナウイルスの対応から希望質問が取り下げられまして、代表質問のみ16日に行われました。閉会日も当初3月23日でしたが、3月18日閉会となり、予算などの議案が審議され提案のとおり全て可決されたところでございます。</p> <p>卒業式につきましては、新型コロナウイルス感染防止の観点から、時間短縮や規模の縮小の中で行われましたが、中学校につきましては13日、小学校につきましては昨日の24日に行われましたが、保護者の皆様からご理解をいただきまして無事卒業式を終えることができました。</p> <p>19日には臨時校長会をもちまして、入学式と今後の対応について検討をいたしました。私からは以上です。</p> <p>次に、議事日程7の「その他」へ移ります。</p> <p>何かありますか。</p>
高橋教育委員会事務局 長	<p>私からは、令和2年第1回定例会における一般質問の概要について、ご報告いたします。</p> <p>一般質問通告一覧表をご覧ください。先ほど教育長からもありましたとおり、今議会では議会の方で、職員が新型コロナウイルス対策にしっかりと取り組むようにということで、希望質問を取り下げしましたので、4人の代表</p>

	<p>質問だけとなっています。</p> <p>それでは、教育委員会に関する一般質問の概要ですが、代表質問の2番の小林猛議員の2つ目の塙保己一翁についてになります。具体的内容は、1つ目が本庁舎への座像建立についてということで、この市役所の敷地に塙保己一の座像を設置してほしいということ、2つ目が児玉総合支所の南側に座像についてで、これは旧児玉町時代に役場入り口に設置された座像が児玉総合支所建て替えに際し、塙保己一記念館の南側に移設されております。これを児玉総合支所の入り口と塙保己一記念館との間に移設してほしいというものです。</p> <p>質問に対して、新たな銅像を設置することは、本庄早稲田駅北口にある塙保己一少年像が建立されてから4年であり、現在のところ市では計画がないこと、塙保己一没後200年に向けた記念事業が終わった後の顕彰事業のご意見として承りたいという答弁と、塙保己一記念館南側の銅像については、児玉総合支所建設の際には様々な検討を経て現在のところに移設されたこと、また、六角形の記念館と一体的に見える風景として定着してきていることから移設は考えていませんという答弁を行いました。</p> <p>一般質問の概要は以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>その他何かございますか。</p>
<p>笠原教育総務課長</p>	<p>教育総務課から、4件報告がございます。</p> <p>まず1件目は、12月開催の第12回定例会でご審議いただきました児玉地域の小中学校の令和2年度学校給食運営計画についてでございます。</p> <p>12月の定例会の際には令和2年度の牛乳単価が決まっておりませんので、令和元年度の牛乳単価で運営計画をお示ししておりましたが、今回、牛乳単価が決定しましたので、その報告をいたします。</p> <p>別添の資料、「令和2年度学校給食運営計画」の5ページをご覧ください。</p> <p>こちらに学校給食用牛乳保護者負担額、いわゆる牛乳単価として令和2年度の金額を記載しております。</p> <p>200mlが53.21円、250mlが66.52円でございます。令和元年度と比較しますと、200mlが0.2円、250mlが0.26円上昇しております。</p> <p>その下の●「月額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）」をご覧ください。</p> <p>小学校が、53.21円を給食回数190回かけますと、年間で10,109.90円で、10円未満切り捨てして、年額10,100円で、令和元年度と比べて30円のアップとなります。</p> <p>中学校が、夏季の32回が250ml、それ以外の期間158回が200mlとして計算しますと、10,535.82円、これを10円未満切り捨てして、年額10,530円で、令和元年度と比べて40円のアップとなります。</p>

また、その下の●「日額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）」をご覧ください。

日額につきましては、牛乳単価の円未満を切り捨てた金額となっております。

小学校は200mlで53円、中学校は200mlが53円、250mlが66円でございます。

以上のとおり、牛乳のみ飲用する児童生徒等の給食費について、新たな単価で計算しなおした金額を、学校給食運営計画の3ページ②月額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）及びその下の表の小学校・中学校の牛乳のみの欄、4ページの④「日額給食費の特例（牛乳のみ飲用する者）」に令和2年度の金額を記載させていただきました。ご確認くださいと思います。

令和2年度学校給食運営計画につきましては、以上です。

2件目ですが、今後のスケジュールについてでございます。お手元に配布してございます、「教育委員スケジュール」をご覧ください。

この一覧表は、本日現在で事務局が把握しております4月以降に開催が予定されている、定例会や教育委員会連合会の総会等を一覧にしたものでございます。

4月ですが、小中学校の入学式の対応につきましては、この後に学校教育課長から報告がございます。

14日の児玉地区教育委員会連合会の理事会ですが、岡崎教育長職務代理者が理事でお世話になっております。よろしく申し上げます。

16日の定例会ですが、開催時間を午後2時30分に変更をお願いします。当初定例会終了後に歓送迎会を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大による健康被害を考慮し、延期とし、あわせて定例会開催時刻を午後2時30分に変更させていただきます。なお、歓送迎会はコロナ関係が落ち着きましたら開催したいと考えております。

5月ですが、12日の児玉地区教育委員会連合会総会ですが、4月14日開催の理事会で正式決定するわけですが、現在の予定では、午後3時から上里町中央公民館多目的室Aで開催予定です。例年、総会終了後に開催しております懇親会は現時点で未定でございます。

第5回定例会ですが、5月18日午後2時30分から開催いたします。市議会第2回定例会に提案する教育委員会関係の議案について、ご審議いただく予定です。

その他は記載のとおり、県・関東・全国の連合会の総会が予定されております。

7月ですが、13日に県市町村教育委員会教育委員研究協議会が埼玉会館で開催させます。

いずれも本日現在の情報でございます。今後、新型コロナウイルスの感染

	<p>拡大などの状況により、中止・延期となる場合もございます。ご了承願います。</p> <p>一覧表の右側が教育委員さんの出欠表となっております。恐れ入りますが、ご都合を「○または×」でご記入のうえ、教育総務課に提出、FAX返送をお願いします。お忙しいところ申し訳ありませんが、4月3日までをお願いします。</p> <p>なお、参考に5月28日開催の「関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会の通知文を添付させていただきましたのでご確認をお願いします。</p> <p>3件目ですが、先ほど報告いたしました、次回定例会についてです。次回4月の定例会は、第3木曜日16日、午後2時30分から委員室で開催いたします。4件目ですが、5月の定例会についてですが、市議会第2回定例会スケジュールの関係で、5月18日午後2時30分をお願いしたいと考えております。会場は、委員室となります。</p> <p>教育総務課は以上でございます。</p>
教 育 長	他ありますか。
黒崎学校教育課長	<p>それでは、学校教育課から1点、連絡をさせていただきます。</p> <p>現時点におきまして、4月8日水曜日に予定をしております、令和2年度の小・中学校入学式についてですが、卒業式と同様、来賓の出席を見合わせまして、当日は、新入学児童生徒とその保護者1名、そして、教職員のみの出席で実施することといたしました。</p> <p>教育委員の皆様におかれましては、出席の調整をさせていただいておりますが、新型コロナウイルスの関係で、教育委員の皆様の出席はございませんので、ご理解を賜ればと存じます。よろしく願いいたします。</p> <p>学校教育課からは以上でございます。</p>
教 育 長	他ありますか。
橋本体育課長	<p>体育課からは、第24回本庄早稲田の杜クロスカントリー&ハーフマラソン大会の中止のお知らせでございます。</p> <p>4月12日に開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することとなりました。</p> <p>以上でございます。</p>
教 育 長	他ありますか。
黒崎学校教育課長	<p>それでは、お手元に配布をさせていただいております、「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」の通知をご覧ください。こちらは、昨日の3月24日に文部科学事務次官から発出された文書でございます。</p> <p>主な内容についてですが、鑑文のところでは、専門家会議を受けて、春休み明け以降の学校再開にあたっては、多くの子供たちや教職員が、日常的に</p>

長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、地域ごとの蔓延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示され、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手に届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えること、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底することの重要性が示されております。

これらを受けまして、学校教育活動再開に向けての留意事項を整理した「新型コロナウイルスに対応した学校再開ガイドライン」(別添1)が作成され、万全の感染症対策を講じた上で、新学期を始める準備を行うようにということが述べられております。

それでは、資料5ページの別添1をご覧ください。学校再開のガイドラインとして、1から8のその他まで、大きく8つの項目が示されております。

大項目1の保健管理等に関することの中の1点目として、基本的な感染症対策の実施についてと、いわゆる3条件を受けての集団感染のリスクへの対応、換気の徹底や近距離での会話、発声等の際のマスクの使用等、2点目として、8ページになりますが、出席停止等の扱い、3点目として、右の9ページに、基礎疾患等のある児童生徒等について、4点目として、海外から帰国した児童生徒等への対応、5点目として、10ページに心のケア、6点目として、感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別についてが記されております。

続いて、大項目2では、右側の11ページに、学習指導に関することについて、大項目3では、12ページに、入学式及び修学旅行等の学校行事の実施について、大項目4では、右側の13ページに、部活動に関すること、大項目5では、学校給食に関すること、大項目6は、公立学校の教職員の出勤等のサービスについてなどが続いております。そして、最後の16ページのところに、新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインがチェックリスト形式で示されております。

県からの通知は、今後示されることもあり、また、明日の3月26日が春休み前の最終日ということもありまして、この国からの通知を踏まえての学校長あて、及び保護者あての文書が23ページに示してございます。

最初に、23ページ、24ページの学校長あての通知をご覧ください。あくまでも、本日3月25日の時点でのという条件付きになりますが、

1として、4月8日より学校を再開する方向で考えております。

2としまして、学校再開にあたっての留意事項を示しました。国からの通知をもとに、ポイントを絞って記してございます。

1点目は、毎日の検温と健康観察カードへの記録を継続して行うこと、熱がある場合は、自宅で過ごし、その場合は、出席停止扱いとすること、2点

	<p>目として、いわゆる3条件がそろわないように適切な対応を図ること、3点目として、基本的な感染防止対策を講ずること、4点目として、感染リスクの高い場所へ行かないことを掲げております。</p> <p>3としまして、教職員も同様であることを示しました。</p> <p>4として、春休みの過ごし方としての注意事項、5として、部活動の扱いについてですが、いわゆる3条件の回避等、感染症防止対策を取った上で、以下により実施を可としました。ただし、実施を推奨するものではなく、実施にあたっては慎重に判断をお願いしたいと記しております。活動日は、週4日以内とすること、活動時間は、1日2時間までとすること、対外試合等は禁止することなどを記載しております。最後に、6として、その他の留意事項を示しました。</p> <p>続きまして、右側の25ページの保護者あて通知をご覧ください。基本的に学校長あての文書を保護者向けに体裁を整えた形式になっております。</p> <p>教育委員の皆様から、この内容につきまして、ご指導、ご助言、ご意見がございましたら、お伺いできると幸いに存じます。</p> <p>学校教育課からは以上でございます。</p>
教 育 長	<p>ただ今説明がありましたとおり、明日が終業式なので、子供たちに通知を持たせたいと思っております。国の通知が昨日出まして、県が今日会議を行っております。今日中に通知がくるかどうかかわからないのですが、それを待っていると明日に間に合わなくなってしまいますので、25ページにある通知を出したいと考えておまして、再開をするということと部活動は縮めたうえで実施したいと考えておまして委員の皆様のご意見を伺えればと思っております。よろしくお願ひします。</p>
高 橋 委 員	<p>25ページにあります毎日の検温と健康観察を行いと書いてありますが、前のページで健康手帳を持たせるとありますので、春休み中に健康手帳、健康記録を毎日児童につけてもらうのはいかがでしょうか。</p>
教 育 長	<p>春休み中に健康記録等をつけてもらうようにしたいと思います。</p> <p>他にありますか。</p>
落 合 委 員	<p>25ページの通知の給食の再開について、いつからという具体的な日程が出せませんか。お母さんたちが困ってしまうと思うので。概ねの日程でもいいので出せませんか。</p>
黒 崎 学 校 教 育 課 長	<p>学校給食については、旧児玉地域と本庄上里学校給食センターの方で開始時期が、小学校中学校で少しずれているところがありましたので、日にちがうまく記載できない状態でした。工夫をして記載していく方向で考えたいと思います。</p>
岡 崎 教 育 長 職 務 代 理 者	<p>年度が始まるということで、生徒さんというかPTAの活動も始まる時期で会議も行われますが、3条件がそろっていなければ開催できるということではよろしいでしょうか。</p>

黒崎学校教育課長	<p>学校行事等につきましては、保護者あて通知の上から二つ目の○になるのですが、そこに授業、学校行事等は、延期、中止、方法の変更等をする場合があります。ということで、P T Aの関係も含めまして状況に応じた対応をはかっていくということで、場合によっては3条件が心配されることとなったら中止であったり延期であったりの対応をとっていただくことを想定しております。</p>
教 育 長	<p>市のイベント等も延期、中止の対応をとっておりますし、会議等も縮小している状態となっております。一律の対応をとるのではなく、必要性を鑑みながら開催するのであれば、感染症防止の対応をとってもらって行ってもらうのかなと思います。</p> <p>P T A総会あたりは厳しいのかなと今のところ考えております。校長とP T A会長で相談をしてもらうように話をしております。</p> <p>他ありますでしょうか。</p>
今井委員	<p>教育委員会のホームページはありますよね。そこで情報を公開してあげるというのではないのでしょうか。</p>
教 育 長	<p>入学式について参加は親だけという通知を今まで案内していなかったもので、中学校に上がる子たちには昨日通知を渡して、小学校に上がる子たちにはこれから郵送で発送するのですが、その通知の中にはホームページをご覧下さいということを入れてあるので、そのような感じで工夫して入れたらいいかなと思っています。これから変わることも考えられますので。ホームページのことを入れたいと思います。</p> <p>他いかがでしょうか。</p> <p>心配なことがありまして、中学校の修学旅行が6月の頭からありまして協議はしているのですが、少し厳しいのかなって思っております。</p> <p>それでは、皆様のご指導を踏まえまして明日通知を配布させていただきと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、先ほど教育総務課長から説明がありましたが、4月、5月の定例会日程を改めて確認いたします。</p> <p>第4回定例会を4月16日木曜日午後2時30分から、第5回定例会を5月18日月曜日午後2時30分から開催いたします。場所については、いずれも市役所委員室での開催となります。</p> <p>皆さまご都合は宜しいでしょうか。</p>
教育委員	<p>異議なし。</p>
教 育 長	<p>これで、公開での会議を終了します。</p> <p>これより、非公開で議事を進めます。</p>
	<p>[非公開]</p> <p>議案第36号 本庄市教育委員会所管職員の人事異動について《承認》</p>

教 育 長

以上で令和2年第3回本庄市教育委員会定例会を閉会いたします。

以上のおり、会議次第を記載して相違ないことを証するためここに署名する。

本庄市教育委員会教 育 長

勝山 逸

本庄市教育委員会委員

今井 邦枝

書 記

柳 貴章